

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2020年12月11日号

【速報】令和3年度税制改正大綱 重要項目一覧

令和2年12月10日に、与党から「[令和3年度税制改正大綱](#)」が公表された。

令和3年度税制改正では、ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生、デジタル社会の実現、グリーン社会の実現等に向け、各種改正が行われる予定である。

大綱において重要性が高いと思われる項目は次のとおりである。

1. 法人課税

■ デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設(p57、p61)

産業競争力強化法の改正により、新商品開発や新生産方式・販売方式の導入により新需要開拓や生産性向上に全社を挙げて取り組む企業が提出する「事業適応計画」（仮称）を認定する仕組みが創設されることに伴い、本計画により取得されるクラウド型システムを対象とする税制措置が創設される。

- 産業競争力強化法の事業適応計画について認定を受けた青色申告書提出法人が、同法の改正法の施行日から令和5年3月31日までの間に、その事業適応計画に従って実施される事業適応（仮称）の用に供するためのソフトウェアの取得等をした場合に、30%の特別償却と取得価額の3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%）の税額控除の選択適用ができる
- 税額控除における控除税額は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限
- 対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は300億円を限度

■ 研究開発税制（試験研究費の税額控除）の見直し(p57)

研究開発投資を増額するインセンティブが働くような控除率カーブの見直しや控除上限の引上げに加え、対象となる試験研究費の範囲の見直し等が行われる。

- 試験研究費の総額に係る税額控除制度の見直し(p58)
 - ◇ 税額控除率の算式について、よりインセンティブが働くよう、次のとおり、控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げが行われる
 - 下限を2%（現行：6%）に引き下げた上、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を2年延長
 - (イ) 増減試験研究費割合が9.4%超： $10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$
 - (ロ) 増減試験研究費割合が9.4%以下： $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$
 - ◇ 売上が一定程度減少したにもかかわらず、研究開発投資を増加させた企業については、控除上限を法人税額の25%から30%に引き上げる特例が設けられる
 - 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度について、控除税額の上限に当期の法人税額の5%を上乗せし30%とする

- ◇ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を2年延長
- 中小企業技術基盤強化税制についても同趣旨の見直しが行われる(p58、p62)
- 特別試験研究費に係る税額控除制度の見直し(p59、p62)
 - ◇ 対象となる特別試験研究費の額に、国立研究開発法人の外部化法人との共同研究及び国立研究開発法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を25%とする等の対象の拡大と運用改善策が講じられる
- 試験研究費の範囲の見直し(p66、67)
 - ◇ 研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるものが対象に追加される等の見直しが行われ、自社利用ソフトウェアの取得価額を構成する試験研究に要した費用が対象に追加される
- 賃上げ・投資促進税制の見直し(p60、p63)

コロナ禍をふまえ、大企業向けの賃上げ・投資促進税制について、新規雇用者の給与等支給額及び教育訓練費が増加した場合に税額控除ができる税制に見直される。

 - 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において、青色申告書提出法人が国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除ができる
 - ◇ 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%の税額控除ができる
 - ◇ 「新規雇用者給与等支給額」：国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額
 - ◇ 「新規雇用者比較給与等支給額」：前期の新規雇用者給与等支給額
 - 中小企業の所得拡大促進税制については要件が緩和され、適用期限が2年延長される(p71)
- 繰越欠損金の控除上限の特例の創設(p61、p63)

コロナ禍による欠損金については、一定期間に限り、DXやカーボンニュートラル等、事業再構築・再編に係る投資に応じた範囲において、最大100%までの控除を可能とする臨時措置がとられる。

 - 産業競争力強化法改正法の施行日から同日以後1年を経過する日までの間に事業適応計画（仮称）の認定を受けた青色申告書提出法人のうち、その事業適応計画に従って事業適応（仮称）を実施するものの適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金控除前所得金額の100%額（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限る）の範囲内で損金算入ができることとされる
 - 特例対象欠損金額：令和2年4月1日～令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度（一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度）において生じた青色欠損金額
 - 適用事業年度：次のいずれにも該当する事業年度
 - ① 基準年度（特例対象欠損金額が生じた事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度をいう）開始の日以後5年以内に開始した事業年度
 - ② 事業適応計画の実施時期を含む事業年度
 - ③ 令和8年4月1日以前に開始する事業年度
 - 累積投資残額：事業適応計画に従って行った投資の額から既に本特例により欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設(p67)

「2050年カーボンニュートラル」という高い目標に向けて、産業競争力強化法において規定される予定の「中長期環境適応計画」（仮称）に基づき導入される、生産プロセスの脱炭素化に寄与する設備や、脱炭素化を加速する製品を早期に市場投入することでわが国事業者による新たな需要の開拓に寄与することが見込まれる製品を生産する設備に対して、税制上の支援措置が講じられる。

- 産業競争力強化法の改正法施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間の、中長期環境適応計画に記載された中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）の取得等について、50%の特別償却と取得価額の 5%（又は 10%）の税額控除の選択適用
- 対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は 500 億円を限度

■ 株式対価 M&A を促進するための措置の創設(p63)

株式対価 M&A に係る税制措置が、従来の産業競争力強化法に基づく特例措置から株式交付制度に基づく措置として整理される。

- 法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとされる
- 対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が 80%以上である場合に限られる
- 株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上が繰り延べられる
- 外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限られる

■ 中小企業関係

- 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設(p72)
- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限の 2 年延長(p68)
- 中小企業投資促進税制の見直しと適用期限の 2 年延長(p68)
- 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は適用期限の到来をもって廃止(p68)
- 中小企業経営強化税制について対象の追加と適用期限の 2 年延長（p69）
- 地域未来投資促進税制の一部見直しと適用期限の 2 年延長（p69）
- 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度についての一部見直し（p70）

■ 大企業についての一定の租税特別措置の停止措置を 3 年延長(p77)

- 対象にカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除及び DX 投資促進税制の税額控除が加えられる

2. 国際課税

■ 外国子会社合算税制

外国子会社合算税制が適用される場合の配当等の額に係る外国源泉税の取扱いについて、適正化が図られる。

- 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の額の取扱いについて、次の見直しが行われる（p104）
 - ◇ 配当等の額のうち、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に係る外国源泉税等の額の損金算入について、外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限る（現行：全額損金算入）
 - ◇ 配当等の額のうち、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分の金額に係る外国源泉税等の額の外国税額控除について、外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされない金額に対応する部分につき、その適用を認める（現行：全額不適用）
 - これにより外国税額控除の適用を受ける場合には、その対象とされる外国源泉税等の額は損金不算入とされる

■ コーポレート・インバージョン対策合算税制

- 外国子会社合算税制と同様の見直しが行われる（p104）

■ 過大支払利子税制

- 対象外支払利子等の額に、次に掲げる金額が含まれる（p103）
 - ◇ 生命保険契約又は損害保険契約に基づいて保険料積立金に繰り入れる予定利子の額
 - ◇ 損害保険契約に基づいて払戻積立金に繰り入れる予定利子の額
- 対象純支払利子等の額の計算上、公社債投資信託の収益の分配の額に係る受取利子等相当額を受取利子等の額に加えることができることとされる（p103）

（注）過大支払利子税制に係る改正は、令和 3 年 3 月 31 日以後終了事業年度について適用

- 外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度
 - 損金不算入額について、下記(a)に下記(b)を乗じて計算することとされる（p103-104）
 - (a) 恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額
 - (b) 自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債その他資金の調達に係る負債の総額（現行：その利子の支払の基因となる負債の総額）に占める割合
- 内国法人の国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度等
 - 外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度と同様の見直しが行われる（p104）
- 過少資本税制
 - 外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度と同様の見直しが行われる（p104）
- 外国法人の株式対価 M&A を促進するための措置
 - 外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限られる（p104）
- 手続のデジタル化（p101～103）

3. 金融・ファンド関連税制

- 国際金融都市に向けた税制上の措置
 - 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与について、金融庁ホームページ等に公表などの要件のもと損金算入可能(p64)
 - 就労の在留資格で国内に居住する外国人から相続又は贈与により、国内に短期的に居住する又は国外に居住する外国人等が取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さない（p40）
 - 株式譲渡等を事業とする組合からの成功分配（キャリド・インタレスト）は、所定の場合に株式譲渡益等として分離課税となることの明確化等(p5)
- 外国組合員に対する課税の特例
 - ファンド・オブ・ファンズの外国組合員に対する課税の特例の適用における、特例適用投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合判定の緩和（p100-101）
 - 特例適用申告書及び特例適用投資組合契約等の契約書の写し等を5年ごとに提出（p101）
- クロスボーダー取引に係る利子等の課税の特例等における非課税適用申告書等の電子提出等及び適用期限の延長
 - 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例（適用期限が3年延長される）（p102）
 - 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例（適用期限が2年延長される）（p102）

4. 個人所得税

- 住宅借入金等特別控除の特例措置（p23）
 - 住宅借入金等特別控除の適用期間3年延長措置の適用及び適用住宅の面積基準の緩和（40㎡まで）
 - 令和4年度改正において住宅借入金等特別控除の控除限度額を実際の支払利息額を考慮した額とする措置が講じられる
- 国や地方自治体による子育て支援に関する助成等の非課税化（p35）
- 退職所得課税の適正化（p35）
 - 短期退職所得（勤続年数5年以下）について2分の1課税を不適用とされる（役員等に該当しない場合でも不適用）

5. 資産課税

- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し（p41）
 - 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額（最大1,500万円）と同額まで引き上げられる

- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し (p42)
 - 適用期限を2年延長し、一定の場合を除き、贈与から3年経過後の残高についても相続財産に加算し、受贈者が贈与者の孫等である場合、当該残高に係る相続税額に2割加算が適用される
 - 適用期限の2年延長
- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し (p42)
 - 適用期限を2年延長し、受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算が適用される
- 土地に係る固定資産税等の負担調整措置 (p44)
- 登録免許税の軽減 (p44)
- 非上場株式等に係る相続税の納税猶予 (p45)
 - 対象法人における後継者の役員就任要件の拡充

6. 消費課税

- 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し(P99)

適用する課税期間の末日までに税務署長の承認が必要であったが、改正後は課税期間の末日までに申請書を提出し、その末日の翌日以後1月を経過する日までに承認を受けた場合に適用できることになった。

7. 納税環境整備

- 税務関係書類における押印義務の見直し(p117)
 - 原則として押印を要しないこととするほか、所要の措置がとられる
- 電子帳簿等保存制度の見直し(p117)

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、電子帳簿等保存制度において事前承認制度を廃止するなどの要件緩和と電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置がとられる。

- 国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続の抜本的な見直し(p117)
- 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置が講じられる(p118)
- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度についての見直し(p119)
- 国税関係書類に係るスキャナ保存制度並びに電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、電磁的記録の適正な保存を担保するための措置が講じられる(p119)
- 納税管理人制度の拡充(p121)

クロスボーダー取引の活発化を背景に、外国法人や非居住者に対して効果的に税務調査等を行うため、納税管理人が適切に選任されることを確保する措置がとられる。

 - 納税者に対する納税管理人の届け出をすべきことの求め(p122)
 - 国内便宜者に対する納税者の納税管理人となることの求め(p122)
 - 税務当局による特定納税管理人の指定(p122)
- 無償譲渡等の譲受人等の第二次納税義務の整備(p123)

8. その他

- IR 税制 (p21)

令和4年度以降の税制改正により具体化される。

- 個人所得税
 - 非居住者のカジノ所得 (IR 事業) の非課税化の措置が講じられる (居住者は課税対象)
- 消費税
 - カジノに係る売上が不課税となることを前提に、カジノに係る事業に対応する課税仕入れについて仕入税額控除制度の適用が制限される

➤ 法人税

広告宣伝のための割引等クーポンの提供は広告宣伝費、賭金額等に一定の基準のキャッシュバックは売上割戻し等、課税上の取扱いが明確化される

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001